

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	伊 藤 定 廣	
出席	委 員	青 木 茂	
出席	委 員	吉 川 広	
出席	委 員	高 木 俊 彦	
出席	委 員	堀 田 秀 志	
出席	委 員	服 部 一 美	
出席	委 員	福 田 和 雄	
出席	委 員	石 原 温	
出席	委 員	山 岡 幹 雄	午前 9 時 40 分途中退席
出席	委 員	堀 田 喜代春	
出席	委 員	橋 本 三 博	
出席	委 員	大 野 泰 弘	
出席	委 員	加 藤 和 子	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
欠席	委 員	芳 川 照 明	
出席	委 員	飯 田 英 雄	
出席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	松 永 富士男	
出席	委 員	山 田 宗 一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康
主 事（事務担当）	石 垣 至 朗

発言者	内 容
	<p>1．開催日時 平成25年6月19日(水) 午前9時00分から午前9時56分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員(36人)別紙のとおり</p> <p>4．欠席委員(1人)別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 6号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第 8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>日程第 6 議案第 9号 愛西市農業委員会農地移動適正化あっせん事業実施要領の制定について</p> <p>日程第 7 決定第 3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 8 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>日程第 9 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</p> <p>日程第 10 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第 11 専決報告 現況証明願</p> <p>日程第 12 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第 13 そ の 他</p> <p>6．農業委員会事務局職員(3人)別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、平成25年6月農業委員会定例会を始めさせていただきます。 会長さん宜しく申し上げます。</p> <p>会長 《会長あいさつ》</p>

それでは、本日の出席者数は37名中36名で、定足数に達しておりますので、只今より6月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号12番 川村 勝美 委員

議席番号13番 三輪 義治 副会長

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 5件

議案第 6号 農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 2件

議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 9件

議案第 8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願・・・・・・・・・・ 1件

議案第 9号 愛西市農業委員会農地移動適正化あっせん事業  
実施要領の制定について・・・・・・・・・・ 1件

決定第 3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定  
による当委員会の決定について・・・・・・・・・・ 13件

専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・・・・・ 9件

専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・・・ 1件

専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・ 4件

専決報告 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件

報 告 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・・・ 4件

それでは、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請 について審議を  
お願いします、

では、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から5番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・  
地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、5件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件  
を全て満たしていると思われます。以上でございます。

会長

只今、議案第3号について、事務局より説明させていただきました、何かご質  
問・ご意見ございますか。

(発言なし)  
宜しいでしょうか。

それでは、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請5件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)  
有り難うございました。全員賛成ですので許可することに決定します。

続きまして、議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請 について審議をお願いします、事務局より説明をお願いします。

事務局

**〈事務局説明〉**

(1番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)もともとあった進入路が1.7mと狭いため、通路から宅地までの自己所有地に幅3.0mの進入路をもうける計画でございます。

(2番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)申請者は現在は 県に居住していますが、申請地に隣接する住宅地に家を建築して住む予定をしておりますが、住宅地は道路と接道しておらず建替が出来ないため、申請地を住宅と道路との接道のため進入路として利用する計画でございます。

以上2件につきましては農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると思われまます。 以上でございます。

会長

只今、事務局より説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)  
宜しいでしょうか。

それでは、議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請 2件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)  
有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請 について審議をお願いします。

事務局

《事務局説明》

( 1 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)現在の住宅地に隣接する申請地に親子の駐車場5台分を確保し、庭敷地及び進入路として利用する計画でございます。

( 2 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)現在は 町のアパートにて家族3人で居住していますが、将来を考慮し、父所有地に分家住宅を建築する計画でございます。

( 3 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)今般、住宅を改築する事としましたが、現在の住宅地と道路との接道が無く、以前より進入路として利用していました申請地を進入路として利用する計画でございます。

( 4 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)現在、タンクローリーを所有し運送業を営んでいますが、現在の居住地の近くではタンクローリーを停める場所が確保できず、将来は実家を継ぐ予定であり、実家に近い申請地にタンクローリー2台分の駐車場を確保する計画でございます。尚、申請地は県道に接しており、車両の出入りに都合が良いとの事でございます。

( 5 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)現在は家族3人で夫の母が所有する住宅に住んでいますが、老朽化により建替えも考えましたが、現在の住宅敷地は義姉の所有地であり建替えの承諾が得られなかったため、父所有地に分家住宅を建築する計画でございます。

( 6 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)受人は現在、配送業を営んでいますが、業績も不振であり安定した収入を得るため太陽光発電設備を設置する申請でございます。今回の計画では312枚のパネルを設置し、20年間平均78,690KWhの発電量、買取価格42円にて換算すると20年間売電収入は66,164,000円となります。初回投資額22,274,000円、維持管理費8,070,000円、計算すると7年目にプラスに転じ、収支予想は総額35,820,000円となります。固定方法は60cm×60cmのコンクリートに架台をアンカーで打ち付け固定する計画であり、大丈夫かと思われず。尚、設置面につきましては、土のまま、雑草等の対応が求められるかと思えます。回りの囲いは無いとの事です。

( 7 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)隣接する住宅12軒の住民に12台分の駐車場を提供する計画でございます。

( 8 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)現在は夫婦で賃貸アパートに居住しておりますが将来を考慮し、父所有の申請地に分家住宅を建築する計画でございます。

( 9 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)現在は家族3人で賃貸アパートに居住しておりますが、手狭な事により申請地に分家住宅を建築する計画でございます。

以上9件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件を

会長	<p>満たしていると思われます。 以上でございます。</p> <p>只今、事務局より説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請9件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 について審議をお願いします、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>〈事務局説明〉</b> (1番の適格証明者住所・氏名、証明願いの内容、申請地・地目・面積、を朗読及び説明) 以上1件につきましては、事務局にて全筆の営農状況の確認を行い、適正であることにより証明できると思われます。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第8号の説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成と言う事で証明する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、先月の委員会にて概略説明がございました、議案第9号 愛西市農業委員会 農地移動適正化あっせん事業実施要領の制定について 審議をお願いします、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p><b>《事務局説明》</b>  (実施要領制定に関する、提案理由を朗読し、要領の関する説明)  先般、皆様より、別表1の面積についてご意見をいただきましたので、皆様のお手元に「別表1協議資料」を配布させていただきました。この表は中ほどに別表2の面積があり、その右側に「別表1基準面積」その下に7割、5割、3割の数値がございます。一番下にはその面積をクリアする認定農業者数が掲載されています。事務局としましては出来れば5割でお願いできればと思っております。以上ご協議をお願いします。</p>
会長	<p>只今、議案第9号について事務局より説明させていただきましたが、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>「愛西市農業委員会農地移動適正化あっせん事業実施要領」について協議され、別表1の基準面積を別表2の経営面積の5割とする修正案で行う事となった。</p>
会長	<p>このあっせん事業で農地集積の一助になれば良い。提案の5割ということでよろしいか。</p> <p><b>(発言なし)</b>  宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第9号 愛西市農業委員会 農地移動適正化あっせん事業実施要領につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p><b>(挙手多数)</b>  有り難うございました。賛成多数により、別表1を別表2の5割として制定させていただきます、尚、7月1日より施行できるよう手続きに入らせていただきます。</p> <p>続きまして、決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>《事務局説明》</b>  決定第3号については件数も多い為、集計概要を報告し説明とさせていただきます。議案番号1番から13番、全体筆数は30筆、面積は24,970㎡でございます。円滑化団体を通して利用権設定された筆数は8筆、8,390㎡でございます。最終的な受人については さん以外は6名。合計22筆、16,580㎡となっています。内容につきましては、作物は水稲、普通畑でございます。新規25件、再設定5件。契約期間は5年6年10年。権利内容は賃借権、</p>

<p>会長</p>	<p>使用貸借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。  尚、この事案につきましては農業経営基盤法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p> <p>只今、事務局より決定第3号について簡略した内容ではございますが、説明をさせていただきます、何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)  宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)  有り難うございました。  全員賛成ですので市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告4件・報告1件について事務局より一括で説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》  (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から9番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明)以上9件の届出がございました。  (専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上1件の届出を受理させていただきました。  (専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上4件の届出を受理させていただきました。  (専決報告 現況証明願 1番から2番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・事由・備考を朗読説明)以上2件の現地を確認し、証明させていただきました。尚、2番の住宅敷地につきましては、以前より転用違反があり、事務局の指導により今回4条、5条及び現況証明を申請することとなりました。  (報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読説明)以上4件の解約の通知がございました。</p> <p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>

	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか、 それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>これをもちまして、6月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時49分)</p> <p>続きまして、その他に入らせていただきます。</p> <p>先月の農地パトロール報告をお願いします。(立田地区)</p>
24番委員	<p>(24番委員より報告)</p>
会長	<p>ご苦労様でした。</p>
	<p>その他、事務局より報告事項があればお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地パトロールは八開地区を予定しておりますので、八開地区委員の方は、八開庁舎 農業管理センター 土地利用調整室に 6月25日(火)午後1時30分集合をお願いします。</p> <p>次回、定例農業委員会は7月19日(金)午前9時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。</p> <p>本年も、7月に農地基本台帳を配布させていただきます、各実行組合へは7月中旬(前年7/15~)・個人については7月下旬(前年7/20~)を予定しておりますのでご承知おきをお願いします。</p> <p>土地改良事業の施行に伴う、一時転用の取り扱いが変更となりました。詳細については、渡辺より報告させていただきます。</p>
渡辺書記	<p><b>《土地改良事業の施行に伴う、一時転用の取り扱い変更について説明》</b></p>
事務局	<p>事務局からは以上でございます。</p>
会長	<p>その他、宜しいでしょうか。</p>

これをもちまして6月定例農業委員会を閉会いたします。

閉 会（午前9時56分）

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成25年6月19日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号12番委員 川 村 勝 美

議事録署名者

議席番号13番委員 三 輪 義 治